

## 令和2年度 第4回 無電柱化推進のあり方検討委員会 議事要旨

1. 日時：令和3年2月9日 15:00～17:00
2. 場所：国土交通省11階特別会議室（Web会議）
3. 要旨

### 【屋井委員長挨拶】

- ワシントンD.C.では2012年のハリケーン被害を受けて、無電柱化が進められている。合意形成のためにYouTubeを活用するなどの特色がみられるほか、工事期間が1年となっており、日本の7年に比べて極めて短い。
- また、地上機器を歩道上に設置できない場合は、柱上にあるトランスをそのまま車道の地下に埋めているようだ。
- 日本においても、タブーや常識を乗り越えて、イノベティブに無電柱化を進めていきたいと思う。

### 【質疑応答】

#### 資料1・2について

- 資料1の4頁にあるとおり、「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」が成立すると、緊急輸送道路の沿道区域に電柱を建てる際に届出が必要になるとのことであるが、運用面での整理を一緒に行いたいと考える。沿道区域の範囲について現場で誤解が生じないような整理を行うことや、届出のフォーマットが全国共通のものとなっていることが必要であると認識している。また、顧客が電力・通信を1か月利用できないということはないようにしたい（日本電信電話（株） 牧次長）
- 緊急輸送道路の沿道区域に関しては私も内容を承知していないので、適用実績などを説明して頂けると理解が進むと思う。（屋井委員長）
- 資料1の2頁にあるとおり、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」によって、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化の達成が令和44年度から令和41年度に前倒しされたとのことであるが、30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生することを踏まえると、遅いのではないか。緊急輸送道路で電柱が倒壊すると、救急・消防活動が大きく制約され、甚大な被害が生じる。より早い期限を設定して無電柱化を進めなければならないのではないか。（松原委員）
- 電事連としても国土強靱化関連での対応は重要であると認識している。NTT

からご発言があったように、緊急輸送道路の沿道区域における届出制度に関しては、ガイドライン策定に参画し、運用の面で速やかに対応できる、実効性のある内容になるように、事業者間でしっかり調整していきたい。（電気事業連合会 菅工務部長）

- 「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」についてはこれから国会で審議を行うところであるが、実効性確保や事務負担軽減の観点から関係者間でよく調整し、しっかり運用していきたいと思う。
- 緊急輸送道路の沿道区域について、直轄ではまだ指定実績がないが、都道府県道において指定実績がある。直轄国道においても一刻も早く整備したいと考えている。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」は、国土強靱化に関する予算を5年間に渡って重点的に確保するというものである。令和44年度から令和41年度への達成年度前倒しというのは、令和3年度からの5年間で無電柱化事業をスピードアップし、令和8年度以降は通常のペースで事業を進めていくという想定に基づく見通しである。令和8年度以降も事業のスピードアップにしっかり取り組んでいきたい。（吉田分析官）

○資料2の5頁にあるとおり、市街地開発事業等における無電柱化について、小規模な宅地等が「無電柱化推進上課題がある地区」であるというのはそのとおりであると思うが、各種補助制度による支援を行うとしても、こんなところに税金を投入するのかという批判を招きかねない。整備コスト縮減に向けた取組として、多様な整備手法が挙げられているが、これはどのような趣旨か。（屋井委員長）

- 低コスト手法の導入等により、なるべくコストを抑えていきたいという趣旨である。地方公共団体の立場からすると、幹線道路等の方にニーズがあるかもしれないが、少しでもコストを縮減することで小規模な宅地等での無電柱化が進んでいくことを期待している。（市街地整備課 新屋推進官）

○資料2の5頁で、「優先的に無電柱化を推進する地区」と「無電柱化推進上課題がある地区」を分けて考えているが、施策の展開に関しては整理が行われていない。地区の性質によって施策の必要性は異なるので、メリハリがあった方が良くと思われる。（小幡委員）

#### 資料3・4について

○資料3の13頁について、下水道事業との連携が提起されているが、道路の側溝の活用についても議論は進んでいるのか。（鈴木委員）

- 現在、下水管への通信線の収容について検討を進めているところなので、そ

の点を明記したものである。道路の側溝の活用についても議論を行っており、引込管の設計をどのようにすべきか等の課題があるが実用化に向けて検討している。(吉田分析官)

○まだ骨子の段階なので唐突な印象を受けるが、今まで入っていなかったステークホルダーを入れるのは良いことだと思われる。(屋井委員長)

○資料3の2頁に「緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させることを目指す」とあるが、計画なので「目指す」ではなく「減少させる」と言い切ってほしい。(屋井委員長)

○無電柱化の推進に向けて地方公共団体に色々な手法で働きかけることになると思うが、「最低限このくらいの無電柱化を実施しないといけない」というような強制力を伴う施策は行うのか。(二村委員)

●強制力を伴う施策は予定していない。無電柱化推進法に基づき地方公共団体は任意で推進計画を策定することになっており、しっかり自分達で議論してこうやって無電柱化を進めていくんだと宣言している団体には、補助金等を交付することで支援していくことを考えている。ただし、インセンティブを与えるだけでなく、例えば緊急輸送道路の占用制限や無電柱化推進計画については、都道府県別の取組状況を国土交通省のHP上で公開しており、積極的に取組んでいる所とそうでない所の「見える化」を行っている。(吉田分析官)

○強制とまでは言わないにしても、無電柱化推進に向けた方向づけの工夫が必要であると考え。(二村委員)

○資料3の4ページについて、計画の期間が5年間になったのは良いことであると思う。ただ、中長期的な目標を持った上での5年間の計画である旨を明記した方が良い。(屋井委員長)

○無電柱化を推進する上で関係者間の連携が非常に重要であると思われる。「地方ブロック協議会」や「都道府県部会」の活性化が掲げられているが、これは既存の会議体を活用するということか。既存の会議体を活用する場合は、今まで機能していたのか評価が必要である。機能していないのであれば、問題点の改善が必要であり、そうしなければ会議体は機能しないと思われる。(鈴置委員)

●既に設置されている「地方ブロック協議会」や「都道府県部会」の活用を考えている。これまでは無電柱化を実施する区間の合意・オーソライズが主な

役割であったが、それだけでは会議が活性化しないので、事業のスピードアップ等の課題に主体的に取り組んでもらうことにより、活性化が進むことを期待している。(松平調整官)

○個々の事業箇所の合意等の小さな内容から調整を始めるのでは連携がうまくいかないように思われる。大元の計画を作る段階から関係者が参画しないとイケないのではないか。(鈴置委員)

○外部有識者の参画や議論の公開など、具体的な取組が盛り込まれても良いのではないか。また、会議の活性化それ自体が目的ではなく、全体の建付けの中で各会議体がどのような役割を果たすべきなのか整理する必要があるように思われる。(屋井委員長)

●面整備事業については、開発事業者の協力が必要であり、そのためのスキームを検討して頂きたい。また、新たな託送料金制度の下、既設電柱の占用制限や外部不経済の内部化については、託送料金への反映によってすべてのお客様が負担することになるので、その点も考慮に入れて議論を進めて頂きたい。(電気事業連合会 菅工務部長)

●開発事業者の工夫の横展開を図るとともに、関係事業者への通知発出の徹底などによりなるべく早い段階での連携を進めていきたい。(市街地整備課 新屋推進官)

●既設電柱の占用制限については、優先順位を決めて段階的に実施していき、具体の運用についても関係事業者と相談しながら進めていきたいと考えている。(吉田分析官)

●外部不経済の内部化については、電線管理者のコミットが重要になってくるので、その点も踏まえてよく議論を進めていきたいと考えている。(路政課 高山課長)

○関係者の連携という中には、国民の協力を得る上でも重要なポイントなので、書き方に工夫は必要であるが、しっかり明記した方が良いと思われる。(屋井委員長)

○関係者間の連携を丁寧に進めるべきである。情報通信分野でいうと、総務省は地域活性化等の観点から 5G を推進しているが、事業者が 5G 基地局を設置する際は、電柱を利用することが見込まれる。一方で電柱を撤去し、一方で電柱を活用するというような矛盾が生じうる。関係者間が連携する際に、世論を喚起するとともに、丁寧に吸い上げる必要があると思われる。(音委)

員)

- 我々としても、関係者間で連携を強めながら協議の場を設けてやっていきたいと考える。(総務省総合通信基盤局 西浦室長)
- 資料3の7頁に「関係者が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析」とあるが、ここでいう「関係者」は国土交通省、地方公共団体、電線管理者を意味するのか。(鈴木委員)
- そもそも電柱が増加してきた要因を調べると良いのではないか。電柱が3,600万本に達したのは1980年代であり、その背景には人口増加と経済成長があるのではないか。そうだとすれば30年後には人口が3,000万人減少するので、電柱のニーズが低下するかもしれない。また、電柱の耐用年数は50年程度なので、更新の時期に一気に無電柱化を進めても良いと思われる。(鈴木委員)
- 資料3の12頁に「津波・高潮や洪水・浸水が予測される地域、液状化が予想される地域で対応が難しい場合は、柱状型変圧器や軒下配線など地中化以外の手法などの対応を検討する」とあるが、住宅局等で危険性の高いエリアのマップづくりを積極的にやっていくそうなので、そういうところとも連携していくと良いのではないか。(鈴木委員)
- ご指摘の「関係者」については、国土交通省、経済産業省、総務省、電線管理者のことを指している。(吉田分析官)
- 電柱がどこの場所でどう増えているかについてはデータがない。現在でも電柱は毎年7万本増加しているが、まずは新設電柱に絞って調査・分析を進めたい。(吉田分析官)
- ハザードマップの活用についてはご指摘のとおりなので、関係部局としっかり連携していきたい。(吉田分析官)
- 資料3の7頁について、電柱の新設を抑制していくという無電柱化推進法第12条の趣旨を周知していく必要があるのではないか。事業認可や開発許可の事前相談時から調整を行うのは、無電柱化を円滑に進めるためであり、その趣旨を明確に書いた方が良いと思われる。(小幡委員)
- そのような制度の周知や関係事業者への通知の徹底等を図りながら現場の検討を支援したいという趣旨であり、書きぶりは工夫したいと思う。(市街地整備課 新屋推進官)
- 資料3の7頁について、「円滑な合意形成」が「市街地開発事業等」だけの問題のように映ってしまうが、合意形成は無電柱化全般に関する問題である。狭く見えるような書きぶりは改めた方が良い。(屋井委員長)

- 新設電柱がなぜ立つのかというと、背景に様々な要因があるとしても、基本的には、地中線より架空線の方が安価であるという経済的要因が最も大きな要因であろう。そのため無電柱化を進めるには、電柱の占用料値上げか規制のどちらかしかない。過去の委員会でも指摘があったように、占用許可を10年で区切って更新しないなどの取組が必要になる。やはり中長期的に何をどこまでやるのか、首都直下型地震を踏まえてどういった対策を取るのかを整理し、それに沿って外部不経済分の占用料値上げのあり方や地価上昇に伴う利益の還元方法について議論を進める必要があると思われる。(松原委員)
  
- 検討するという言葉が多用されているので、他の言葉に置き換えられる箇所は置き換えた方が良いと思われる。また、「調査・分析」は一義的には新設電柱の増加要因を把握するためのものであるが、電柱の削減に向けた対応策となると既設まで含めたより広い意味合いを持つ。ただ、「対応策」というと消極的な印象を受けるので、より適切な表現にした方が良いのではないか。誤解を与えないような文言にしていく必要がある。(屋井委員長)
  
- 資料3の4頁について、景観形成・観光振興の観点からの無電柱化は、観光地でのみ実施するようにもみえる。しかしながら、「重要伝統的建造物群保存地区」や「歴史まちづくり法重点地区」については、必ずしも観光地になっていない箇所もある。観光地だけに限定すると、それらの地域での無電柱化が進まないのではないか。次の5年は手始めに観光地から始めるということなのか。(天野委員)
  
- 資料3の4頁について、観光地と限定しているのは誤解を招くので、文言を修正したい。他方、5頁に関しては、重点的に無電柱化を実施する箇所として、世界遺産等に指定された区域に関して目標を設定することを記載したものである。景観形成・観光振興の観点から、これ以外の地域についても必要に応じて無電柱化を行うこととなる。(吉田分析官)
  
- 資料3の12頁について、「電線共同溝点検要領」を作成するとある。現在、インフラ総点検の結果を国土交通省に報告することになっているが、電線共同溝だけ点検を行っていないのか。(鈴木委員)
  
- 電線共同溝や占用物に関しても点検は行ってきた。しかしながら、トンネルや橋梁のように5年に1回の頻度で点検するといった、共通ルールが存在しなかった。今後はしっかりルール化を進めていきたい。(吉田分析官)
  
- 推進計画に入れる入れないに関係なく、点検要領は作成しないといけない

のではないか。(鈴木委員)

●ご指摘のとおりである。(吉田分析官)

○外部不経済を考慮した新たな託送料金制度の下、電力料金がどう変化するのか注視したい。(二村委員)

○占用制限を行っていく上で優先順位をつけるのは、技術的にも難しいし、議論が発散する恐れもある。地方整備局が行司役を務めるなど、まとまるように国がバックアップしていく必要があると思われる。(二村委員)

○国土強靱化の議論がまずあり、その下の事業として無電柱化があるものと認識している。国土のあり方として「コンパクト+ネットワーク」が唱えられているが、無電柱化をその中に位置付けるとどのような議論になるのか(二村委員)

●託送料金がどうなるかについては、無電柱化によるものだけでなく、託送料金制度全体のなかで効率化するものや、再エネ導入促進のための送電網の整備といった様々な要素によって決まるものである。(資源エネルギー庁電力基盤整備課 小川課長)

●占用制限箇所の優先順位付けに関しては、二村委員のご指摘も踏まえて、地方整備局が幹事を務める「地方ブロック協議会」の場を活用できるのではないかと考えている。(吉田分析官)

●防災の面では国土強靱化が先行しているが、国土強靱化の観点からだけでなく、暮らしやまちづくり、交通安全、観光といった観点から、社会資本重点整備計画の中にしっかり位置付けていきたいと考えている。(吉田分析官)

○「電線共同溝方式」や「単独地中化方式」といった用語は業界の人しか分からない用語である。このほかにも小型ボックス方式や包括発注方式といった用語があり、方式という言葉の中に、費用負担、構造体、発注といった概念が混在していて、大変分かりにくい。理解が進むような定義を整理する必要があるのではないか。(屋井委員長)

○緊急輸送道路の無電柱化については、電柱の新設抑制だけでなく、既設電柱の撤去も重要である。その際、道路区域内だけでなく道路区域外においても対策を行う必要がある。「市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間」について、一義的には道路管理者が対応することになっているが、具体的にどの位やるのか、どうやるのかなどが明示されると良いと思われる。(屋井委員長)

○東京都内に関し、無電柱化推進担当職員がいる自治体といない自治体について、国土交通省では把握しているか。無電柱化の実施や市民への広報の観

点からは、専任の職員の有無が大きな影響を持つものと思われる。(池上委員)

●国土交通省として、無電柱化の担当職員の有無までは把握していない。他方、無電柱化推進計画の策定状況は把握している。(吉田分析官)

○無電柱化は社会資本重点整備計画に位置付けられているとのことであるが、重要性がはっきり伝わるように、目立つような書きぶりをして頂きたい。また、環境関係のある計画では、地球温暖化対策の観点から、無電柱化によって適切な交通量を確保することがうたわれていた。無電柱化を「環境にやさしい道路交通」と結び付けて、推進していくことも考えられるのではないか。(二村委員)

●他の計画にも無電柱化をしっかりと位置付けていきたい。(吉田分析官)

#### 【渡辺審議官挨拶】

●本日は厳しいご意見も頂戴したが、ここ数年で大きな進歩を遂げた点もある。無電柱化推進計画は無電柱化推進法に基づき国土交通大臣が策定することになっているので、初めて策定した計画は道路主体の内容であった。ところが民地にある電柱は道路区域外なので、それが倒れても道路管理者だけでは対応できない。また、令和元年台風15号による千葉の長期停電など、災害時における電力の安定供給についても、電柱が道路の上に立っているからといって、道路管理者だけの観点から議論が収まらない。このような点の認識が深まり、経済産業省や総務省との連携が進んだ。現場でも連携の輪はこの数年でできあがっている。ご批判も踏まえて検討を進めていくので、次回以降も活発なご議論を是非よろしくお願いしたい。

以 上